

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 泉南水道センター、阪南水道センター、田尻水道センター及び岬水道センターの統合に伴い、泉南地域水道センターを置きます。
- 2 水道センターに置く職を定めます。
- 3 内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 4 この規程は、令和8年4月1日から施行します。